児童家庭課からお知ら

中学校修了前までの児童を養育する方に対し、申請に基づき審査 を経て支給されます。

住所異動や新たな出生などがあった場合は15日以内に届出が 必要です。

- ※届出が遅れた場合、手当額が少なくなることがあります。
- ※公務員の方は勤務先で申請して下さい。

児童の対象年齢:中学校修了前まで 手当月額:

中学生 10,000円 3歳~小学生 10,000円

(第3子目以降は 15,000円)

15,000円 3歳未満

所得額が一定以上の方 5,000円

問合せ:児童家庭課 ☎893-4411 内線181・283・294

児童を養育するひとり親に対し、申請に基づき審査を経て支給されます。

児童の対象年齢: 18歳になった最初の3月まで(一定の障害がある場合は20歳の誕生月まで) 手当月額:

1子目 9,780円~41,430円(所得額によって異なります)

2子目 上記に5,000円加算 3子目以降 上記に3,000円加算

問合せ:児童家庭課 ☎893-4411 内線179・182

身体または精神に一定以上の障害がある児童を養育する方に対し、申請に基づき審査を経て支給されます。

児童の対象年齢: 20歳の誕生月まで

手当月額: 1級該当の児童1人につき 50,400円 2級該当の児童1人につき 33.570円

問合せ:児童家庭課 ☎893-4411 内線181・283

ひとり親及びその児童が入院又は通院による医療費 (保険診療分)がかかった場合、申請に基づき審査を経 て医療費の一部を助成する制度です。

児童の対象年齢:

18歳になった最初の3月まで

問合せ:児童家庭課 2893-4411 内線287

三四华之后

ひとり親や寡婦を対象に、自立に必要な情報提供、相 談、職業能力の向上や求職活動に関する支援をしてい ます。

■生活相談 ■就労相談 ■資格取得等支援·情報提供

■母子福祉資金、寡婦福祉資金に関する相談

母子自立支援員【要予約】

10:15~12:00 13:00~17:00

問合せ:児童家庭課 ☎893-4411

